

保育所等に関する Q&A <保育所・認定こども園(保育所的利用)・小規模保育>

保育所等の入所申込みについて

Q. 見学はできますか？

A 市内市立保育所・市立認定こども園については、園舎外（園庭）からの見学は可能です。各施設へお問い合わせください。私立保育施設については、施設にご確認ください。

Q. 保育所等の入所申込みは、早く届出したほうが有利ですか？

A いいえ。入所の決定は先着順ではありません。締切日までに申込みをいただければ、同じ条件で判定を行います。

Q. 申込みをすれば、必ず入所できますか？

A 希望の保育所等の申込み数が受入可能な人数を超えている場合や、入所の基準に該当しない場合は、入所できないこともあります。また、入所が内定した場合であっても、面接・健診の結果により、当該保育所等での保育が困難と判断された場合は、入所をお断りする場合があります。

Q. 現在育児休業中ですが、申込みはできますか？

A 育児休業中は、保育所等の利用申込みはできませんが、利用開始希望月の翌月 1 日までに復職予定の場合には、当該月の 1 日より利用開始として申込みすることができます。

（例）4 月 1 日入所希望の場合、5 月 1 日までに復職

また、既に保育を利用している子どもについては、保護者の育児休業取得時の「継続利用」に限り保育の利用ができます。

Q. 現在求職中ですが、申込みはできますか？

A できます。ただし、就労等のため保育を必要とする方が優先です。

また、入所日から起算して 90 日を経過する日の月末までに就労証明書の提出がなかった場合は退所となりますので、ご注意ください。

Q. 発達や発育に心配がある場合や障がいを持っている場合、申込みはできますか？

A できます。集団生活が可能かどうか、日常生活での注意点など、面接・健診時に詳しくお話を伺いますので、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方はご持参ください。

入所申込みについて（書類等）

Q. 希望保育所欄は全て記入しなければならないのですか？

A 申込書には第 10 希望までの記入欄がありますが、全てを埋める必要はありません。なお、希望のあったすべての保育所等に入所の意思があるものとして利用調整を行います。

Q. 兄弟姉妹で申込みをする場合は、書類は人数分必要ですか？

A 申込書 1 部にお子さん 3 人までご記入いただけます。世帯状況を申告する書類（就労証明や税関係証明）も原本 1 通で問題ありません。

Q. 同居の祖父母や親族がいる場合、就労・所得証明書等は必要ですか？

A 65 歳未満の親族が同居している場合には、同居の方おひとりずつ保育が出来ないことの証明（就労証明書、診断書、障害者手帳の写しなど）が必要となります。また、親族等が 65 歳以上の場合や、同居ではないものの近隣在住の場合においても、状況を確認させていただくことがあります。

利用調整（入所選考）について

Q. 入所の利用調整はどのように行っているのですか？

A 提出いただいた書類をもとに、P7 以降の保護者の状況や調整基準により点数化します。これにより保育の利用の優先度の高い順に内定者を決定します。

Q. 複数の保育所等に希望を出した場合、利用調整はどうなりますか？第 1 希望のみ希望したほうが入所に有利になりますか？

A 利用調整は保育所等ごとに行います。希望した保育所等のうち、複数入所が可能となった場合は、希望最上位の保育所等で内定となります。また、利用調整では第 1 希望のみ記入された方とその他の希望保育所等を記入した方とで優劣はありません。

Q. 利用調整の結果はいつ分かりますか？

A 12 月上旬に内定のお知らせを郵送します。その後、面接・健診を行い、利用（入所）が決定した方には 1 月下旬に「保育所等入所承諾通知書」または「利用調整結果通知書」を郵送します。なお、入所保留の場合は、1 月下旬に「入所保留通知書」を郵送します。

Q. 第 1 希望以外の保育所等に内定しました。空きが出たら第 1 希望の保育所等に変更できますか？

A 利用調整の結果によっては変更できる場合もありますが、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

保育必要量の変更について

Q. 教育・保育給付認定の保育必要量を変更することはできますか？

A 月単位で変更することができます。変更の際は、教育・保育給付認定変更認定申請書の提出が必要です。

なお、保育必要量は保育を必要とする事由に応じて要件があります。（⇒P5以降）例えば、就労の場合は、月の就労（実働）時間が120時間以上の場合に標準時間の認定を受けることができます。

利用者負担額（保育料）について

Q. 別居中の場合、利用者負担額（保育料）の算定はどうなりますか？

A 父母が離婚調停中や別居等をした場合でも、父母ともに利用者負担額（保育料）の算定対象となります。

入所後の生活について

Q. 慣らし保育は行っていますか？

A 原則として行っています。期間は入所後1～2週間程度ですが、状況によって異なりますので、具体的には各保育所等にお問い合わせください。

Q. 保育所等は給食ですか？

A 市内市立保育所及び市立認定こども園は完全給食となっております。私立保育施設は、各施設にお問い合わせください。

Q. 児童にアレルギー等がある場合はどうしたらよいですか？

A 入所申込み時や面接で必ずお申し出ください。

市内市立保育所及び市立認定こども園の場合は栄養士が面談を行い、入所前までに主治医の指示書（生活管理指導票）をご提出いただきます。対応については、主治医の指示によりアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食や代替食を可能な限り提供しています。

※正気こども園につきましては、申込み制度となりますのでこども課までお問い合わせください。

Q. 薬を保育所等で飲ませてもらえますか？

A 原則として、保育所等では薬はお預かりしません。なお、医師の診察を受ける際に、子どもが何時から何時まで保育所等にいるか、保育所等では投薬ができない旨を伝えて、処方の方の工夫をお願いしてください。

Q. 感染症に罹患した場合はどうしたらよいですか？

A 感染症に罹患した場合は、保育所等には登園できません。登園するにあたり書類が必要な病気がありますので、入園のしおりで確認してください。

Q. 入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A 保育所及び小規模保育をご利用の方は、退職等により保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退所となります。

また、認定こども園をご利用の方は、1号認定に変更することにより、同じ施設をそのまま利用することができます。なお、1号認定（幼稚園的利用）で入園した方が、2号認定（保育所的利用）に変更する場合の手続きについては、個別にお問い合わせください。

Q. 世帯員の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

A 状況に応じて提出書類が異なりますので、個別にお問い合わせください。

（例）再婚、離婚、同居家族の転居など

Q. 入所後の持ち物は何か必要ですか？

A 各保育所等ごとに、また年齢により、必要な持ち物は異なります。入所予定者には、入所前に行う入所説明会で持ち物などの説明を行います。

Q. 児童が発熱したときでも、保育所等に預けてよいですか？

A 保育所等は集団保育の場ですので、発熱した場合はお預かりできません。

なお、病気の回復期にあるお子さまは病後児保育を利用できます。事前に登録・申込みが必要となりますので、実施施設にお問い合わせください。

【病後児保育施設】

施設名称 病後児保育施設 チョコ丸
所在地 東金市田間 1285 番地 2
連絡先 080-6797-2915
保育時間 月曜日～金曜日
午前 8 時～午後 6 時（木曜日は、午後 5 時まで）
休日 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始、施設の指定日
実施医院 医療法人社団 滝琉会 りゅうクリニック
東金市田間 1285 番地 2
連絡先 0475-77-8787
利用料金

| 児童 1 人につき日額 | |
|---------------|---------|
| 生活保護法による被保護世帯 | 0 円 |
| 市町村民税非課税世帯 | 1,250 円 |
| その他の世帯 | 2,500 円 |